

令和7年度 部活動に係る活動方針概要

浜田市立三隅中学校

1 基本方針

- (1) 生徒の心身のバランスのとれた成長により、学校生活の充実を図る。
- (2) 他者と協力し連帯する精神や公正さと規律を尊ぶ態度を育てる。
- (3) 部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する自主性、自発性の伸長を図る。
- (4) 生涯教育の視点から、運動や文化に親しみ、生活を豊かにしていくための資質・能力を育む。
- (5) 令和5年度より希望入部制とする。ただし、部活動への参加は積極的に呼びかける。

2 本年度の部活動

(1) 設置部活動

【運動部】 陸上（男・女）、柔道（男・女）、バスケットボール（男）、ソフトテニス（女）
※期間限定で駅伝部の活動を実施する。

【文化部】 吹奏楽（男・女）

【活動日程について】

- 活動時間 ○ 授業日は2時間程度、週休日等は3時間程度とする。
○ 片付けや部終礼を含め、完全下校（スクールバス発車時刻）に遅れないように終了する。

休養日 ○ 週当たり3日以上以上の休養日を設ける（原則、月、木、日曜日）。

※長期休業中については、活動時間を3時間程度とし、週休日を休養日とする。

- 【その他】 ○ 練習試合や大会、コンクール等、長時間の活動となる場合は、校長の許可を得る。

- (2) 大会参加 ○ 運動部は、中体連主催・共催・後援の大会とする。
○ 吹奏楽部は、県吹奏楽連盟主催・共催・後援のコンクール等とする。
○ その他の場合は、校長が許可したものに参加できる。

3 部活動運営

(1) 体罰の根絶

- ・部活動の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での体罰を指導と称して正当化することは誤りである。「決して許されないものである」との認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ・生徒の心身の健康管理の把握を行う。
- ・事故の未然防止のために、施設・設備の点検を行う。
- ・危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

- ・保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない。
- ・活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。

(4) 活動計画の作成・周知

- ・部活動担当者は年間の活動計画（活動日、休養及び参加予定大会・コンクール等の日程）、月の予定表、校外活動計画を作成し提出・配布する。

4 その他

- ・本活動方針は、必要に応じて見直す。